

# 社会福祉法人白老宏友会

## 職員給与・臨時職員等賃金補足規程（福祉・介護職員等特定処遇改善加算）

### （目的）

第1条 この補足規程は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算による福祉職員の賃金改善を目的とした職員給与規程、臨時職員等賃金規程を補足して取り扱う。

### （特定処遇手当）

第2条 特定処遇手当とは、福祉・介護職員等特定処遇改善加算分をもって支給するもので、支給する内容は次の通りとする。

- (1) 特定処遇手当として、月額で支給する。
- (2) 支給内容については、年度毎に支給者の選考、手当額を定めるものとする。
- (3) 支給内容は次の通りとし対象条件の基準日を4月1日とする。
- (4) 支給対象職種とは、全職員を対象とする。（嘱託医、アルバイトを除く）

#### <グループ A>

- ① 勤続10年以上（当法人以外での社会福祉等勤務経験を50%換算\*注1）の者。
- ② 資格所有者（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・公認臨床心理士・サービス管理責任者については現任者のみ対象とする）
- ③ 支援員・指導員・世話人等、及びサービス管理責任者等支援業務（兼務者も含む）の職にあるもの。
- ④ 基本給が5等級112号俸の金額以上の者は30%の減額とする。
- ⑤ 嘱託職員で役職者は正規職員の役職等級による金額を支給する。

#### <グループ B>

- ① 支援員・世話人・サービス管理責任者でAの①②の条件を満たさない者。
- ② 基本給5等級112号俸の金額以上の者は30%の減額とする。

#### <グループ C>

- ① グループA/B以外の者（管理者、事務員、調理員、看護師、運転手他）。
- ② 前年度の年収が440万円未満のもの。\*注2

#### <グループ D>

- ① A・B・Cに該当しない者

- (5) 支給対象内容の喪失と懲戒等が発生した時は、その時点で支給を停止することがある。
- (6) 年度末において加算額の内容により、国が示す加算制度の範囲で一時金を支給する場合がある
- (7) 福祉・介護職員特定処遇改善加算制度が消滅した時点で、この補足規程を終了する。
- (8) 年度途中で440万円（支給金額を含め）を超える場合は翌月より支給停止とする。

2 前項の規定に加えその月初めに在職する者を対象とする。しかし常勤以上の者は実働日数が10日未満のものは半額の支給とする。尚、職員が休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日の期間、全日数にわたって出勤しないときは特定処遇手当を支給しない。また月途中で退職となった職員についても支給しない。

3 理事長が必要と認めた者は、特定処遇手当を特定処遇改善加算外の予算から支給することがある。

4 令和5年度に限り物価手当の一部として支給する。

	8級・7級	6級・5級	4級	3級	2級	1級	嘱託	常勤	非常勤
A	28,000	25,000	22,000	20,000	15,000	10,000	10,000	8,000	1,000
B	19,000	17,000	15,000	13,000	10,000	5,000	5,000	4,000	500
C	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	2,500	2,500	2,000	250
D	5,000	5,000	4,000	3,000	3,000	1,500	1,500	1,000	—

\*注1：社会福祉等勤務経験を50%換算とは、介護支援業務経験年数を言う。また常勤以外（社会保険対象外）の期間は25%換算とする。

\*注2：前年度の年収440万円未満とは、前年度の源泉徴収額で判断する。新規採用の場合は源泉徴収額の見込みで判断する。

#### 附 則

この補足規程は、令和元年10月1日より施行する。

この補足規程は、令和2年3月18日一部改正し、令和2年4月1日より施行する。

この補足規程は、令和3年3月17日一部改正し、令和3年4月1日より施行する。

この補足規程は、令和3年12月15日一部改正し、令和3年4月1日より遡及して施行する。

この補足規程は、令和4年3月16日一部改正し、令和4年4月1日より施行する。

この補足規程は、令和5年3月22日一部改正し、令和5年4月1日より施行する。